

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年11月2日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	燃料取替機において、走行中に停止する事象が認められたため調査したところ、燃料取替機のガイドプレートとレールの干渉によることが判明したため、当該ガイドプレートを調整。	G	
2	1号機	設備パトロールにおいて、復水補給水系復水移送ポンプ(C)の部品(エアブリーザー)の破損が認められたため、当該部品を取替修理。	G	
3	2号機	試料採取系格納容器露点温度計において、指示不良(揺らぎ)が認められたため、当該計器を点検。	G	
4	3号機	試料採取系原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器(B)出口導電率計において、指示不良(微少な変動)が認められたため、当該計器を点検。	G	
5	3号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ(B)において、グランド部からの漏えいが認められ、グランド増し締めを行ったところ締めしろがないため、当該ポンプのグランド部を補修。	G	